平成２４年（フ）第３７号
山口県岩国市玖珂町5842番地４
債務者　手嶋　哲也
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第９５１号
愛知県小牧市大字東田中192番地１
債務者　宮前　弘子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４３３号
神戸市灘区城の下通２丁目４番17号　濵田方
債務者　金子　美香
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１号
長崎県島原市湊道２丁目6968番地４
債務者　有馬　弘恵
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
長崎県南島原市深江町丙175番地、前住所熊本市八幡５丁目７番５号
債務者　濵本健一郎
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第２８２号
愛知県春日井市岩成台８丁目４番地１　608号棟304号室
債務者　名田けい子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８３号
名古屋市守山区鳥神町263番地　フォレスタ202号、住民票上の住所愛知県春日井市岩成台８丁目４番地１　608号棟304号室
債務者　名田　未央
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０８５号
名古屋市西区市場木町50番地　ウエストスクエア206号
債務者　宇野　正浩
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７６号
鹿児島県鹿屋市串良町上小原3048番地８　県営十三塚団地３棟204号
債務者　園田　美樹（旧姓加治木）
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
青森県つがる市牛潟町大田光66番地５　牛潟団地Ａ－６
債務者　佐藤利香子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
神奈川県横須賀市不入斗町３丁目21番地
債務者　山田　　裕
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２２号
島根県益田市乙吉町イ108番地３
債務者　松本　憲子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第２４号
高知県須崎市神田2465番地13　３号
債務者　高橋ひろみ
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第２１２号
沖縄県那覇市宇栄原３丁目20番25号　コーポ赤嶺201
債務者　宮城美代子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１０２３号
愛知県半田市横川町１丁目32番地の１　エクセルリバーサイドＢ棟103号
債務者　吉野　　彩（旧姓鳥山）
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０６８号
愛知県春日井市春日井町字土合１番地１
債務者　長谷部工業こと　長谷部松雄
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５７号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原3857番地の２丸西ハイツ402
債務者　惣慶　美里
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部